

広島県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年五月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年五月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上三永竹原線	東広島市西条町上三永字下泓八二六番一地从から 東広島市西条町上三永字風上七九六番一地从先まで	平成二十七年五月一日